

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和 5 年 10 月】

【問 2】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) 赤外線又は紫外線にさらされる業務
- (2) 有機溶剤等を用いて行う接着の業務
- (3) 塩酸を用いて行う分析の業務
- (4) エックス線回折装置を用いて行う分析の業務
- (5) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

- (1) (2) (3) (4) : 該当しない
- (5) **該当する** : 安衛則第 36 条第 1 項㉘。

解答 (5)

【令和 5 年 4 月】

【問 3】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- (2) 高圧室内作業に係る業務
- (3) 有機溶剤等を用いて行う接着の業務
- (4) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務
- (5) エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

- (1) (2) (4) (5) 該当する : 安衛則第 36 条第 1 項。
- (3) **該当しない**

解答 (3)

【令和 4 年 10 月】

【問 4】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- (2) 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- (3) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務
- (4) 特定化学物質のうち第二類物質を取り扱う作業に係る業務
- (5) エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

(1) (2) (3) (5) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項。

(4) **該当しない**

＊解答＊ (4)

【令和 3 年 10 月】

【問 8】 次の業務のうち、当該業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- (2) チェーンソーを用いて行う造材の業務
- (3) 特定化学物質のうち第二類物質を取り扱う作業に係る業務
- (4) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務
- (5) エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

(1) (2) (4) (5) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項。

(3) **該当しない**

＊解答＊ (3)

【令和 3 年 4 月】

【問 5】 次の業務のうち、労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) チェーンソーを用いて行う造材の業務
- (2) エックス線回折装置を用いて行う分析の業務
- (3) 特定化学物質を用いて行う分析の業務
- (4) 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務
- (5) 削岩機、チップングハンマー等チェーンソー以外の振動工具を取り扱う業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

- (1) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項⑧。
- (2) (3) (4) (5) 該当しない

解答 (1)

【令和 2 年 10 月】

【問 2】 次の業務のうち、労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) チェーンソーを用いて行う造材の業務
- (2) エックス線回折装置を用いて行う分析の業務
- (3) 特定化学物質を用いて行う分析の業務
- (4) 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務
- (5) 鉛ライニングの業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全委衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

- (1) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項⑧
- (2) (3) (4) (5) 該当しない

解答 (1)

【令和 2 年 4 月】

【問 9】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

- (1) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務
- (2) 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックを操作する業務
- (3) 特定化学物質のうち第二類物質を取り扱う作業に係る業務
- (4) 廃棄物の焼却施設において焼却灰を取り扱う業務
- (5) エックス線装置を用いて行う透過写真の撮影の業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 3 項、安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）第 1 項

(1) (2) (4) (5) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項。

(3) **該当しない**

解答 (3)

【平成 31 年 4 月】

【問 3】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) 有機溶剤等を入れたことがあるタンクの内部における業務
- (2) 強烈な騒音を発する場所における作業に係る業務
- (3) 人力により重量物を取り扱う業務
- (4) ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- (5) 削岩機、チップングハンマー等チェーンソー以外の振動工具を取り扱う業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）第 1 項。

(1) (2) (3) (5) 該当しない

(4) **該当する**：安衛則第 36 条第 1 項⑳。

解答 (4)

【平成 30 年 10 月】

【問 4】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものに該当しないものはどれか。

- (1) ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務
- (2) チェーンソーを用いて行う造材の業務
- (3) 第二種有機溶剤等を取り扱う業務
- (4) 高圧室内作業に係る業務
- (5) 石綿等が使用されている建築物の解体等の作業に係る業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）第 1 項。

(1) (2) (4) (5) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項㉔。

(3) 該当しない

＊解答＊ (3)

【平成 30 年 4 月】

【問 2】 次の業務に労働者を就かせるとき、法令に基づく安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないものはどれか。

- (1) 赤外線又は紫外線にさらされる業務
- (2) 水深 10m 以上の場所における潜水業務
- (3) 特定化学物質のうち第一類物質を製造する業務
- (4) エックス線装置を用いて行う透過写真撮影の業務
- (5) 削岩機、チップングハンマー等チェーンソー以外の振動工具を取り扱う業務

▶▶解説◀◀

安衛法第 59 条（安全衛生教育）第 3 項。安衛則第 36 条（特別教育を必要とする業務）。

(1) (2) (3) (5) 該当しない

(4) 該当する：安衛則第 36 条第 1 項㉔。

＊解答＊ (4)